第七十七条の二第四項中「第三百十九条の六第三号イ」を「第三百十九条の六第一項第三号イ」に、「附則第十三条」を「第十三条」に改める。

第四編第四章中第七十七条の六とし、同編第三章中第七十七条の四を第七十七条の五とし、第七十七条の三を第七十七条の四とし、第七十七条の二の次に次の一条を加える。

（公的年金等の金額から控除する金額の調整の対象となる公的年金等）

第七十七条の三　令第三百十九条の六第二項第一号イ（公的年金等の金額から控除する金額の調整）に規定する財務省令で定める公的年金等は、厚生年金保険法第三十二条第一号（保険給付の種類）に掲げる老齢厚生年金（以下この条において「老齢厚生年金」という。）若しくは一元化法附則第四十一条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）に規定する退職共済年金又は旧退職共済年金とする。

2　令第三百十九条の六第二項第一号ロに規定する財務省令で定める公的年金等は、老齢厚生年金若しくは一元化法附則第六十五条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）に規定する退職共済年金又は旧退職共済年金とする。

3　令第三百十九条の六第二項第一号ハに規定する財務省令で定める公的年金等は、老齢厚生年金又は旧退職共済年金とする。

4　令第三百十九条の六第二項第二号イに規定する財務省令で定める公的年金等は、厚生年金保険法附則第八条（老齢厚生年金の特例）の規定により支給される老齢厚生年金（次項において「特例老齢厚生年金」という。）とする。

5　令第三百十九条の六第二項第二号ロに規定する財務省令で定める公的年金等は、特例老齢厚生年金とする。

第九十四条の二第一項第三号中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同条第二項第一号中「第二百三条の三第一号又は第二号」を「第二百三条の三第一号から第三号まで」に改め、同項第二号中「第二百三条の三第三号」を「第二百三条の三第四号」に改める。

別表第六㈢の表中

法第203条の3第3号適用分					
法第203条の3第3号適用分					
法第203条の3第4号適用分					

を

法第203条の3第3号適用分					
法第203条の3第4号適用分					

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第九十四条の二の規定及び新規則別表第六㈢に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法第二百二十六条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二百二十六条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、第二条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

第三条　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表所得税法施行規則の項中「第七十七条の四第一項第五号」を「第七十七条の五第一項第五号」に改める。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の三第一項第一号の改正規定中「第七十七条の三第一項第一号」を「第七十七条の四第一項第一号」に改める。

第七十七条の四第一項第一号の改正規定中「第七十七条の四第一項第一号」を「第七十七条の五第一項第一号」に改める。

附則第四十一条中「第七十七条の三第三項」を「第七十七条の四第三項」に改める。

附則第四十三条中「第七十七条の三第二項」を「第七十七条の四第二項」に改める。

附則第四十四条中「第七十七条の四第一項」を「第七十七条の五第一項」に改める。

（所得税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　所得税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法施行規則目次の改正規定中「第七十七条の四」を「第七十七条の五」に、「第七十七条の五」を「第七十七条の六」に、「第七十七条の六」を「第七十七条の七」に改める。

第一条のうち所得税法施行規則第七十七条の三第一項の改正規定中「第七十七条の三第一項」を「第七十七条の四第一項」に改める。

第一条のうち所得税法施行規則第四編第四章中第七十七条の五を第七十七条の六とし、同編第三章中第七十七条の四を第七十七条の五とし、第七十七条の三の次に一条を加える改正規定中「第七十七条の五」を「第七十七条の六」に、「第七十七条の六」を「第七十七条の七」に、「第七十七条の四」を「第七十七条の五」に、「第七十七条の三」を「第七十七条の四」に改め、第七十七条の四を第七十七条の五とする。

附則第一条第一号中「第七十七条の四」を「第七十七条の五」に、「第七十七条の五」を「第七十七条の六」に、「第七十七条の六」を「第七十七条の七」に改め、同条第七号中「第七十七条の四」を「第七十七条の五」に、「第七十七条の五」を「第七十七条の六」に、「第七十七条の六」を「第七十七条の七」に、「第七十七条の三」を「第七十七条の四」に改める。

附則第八条第二項中「第七十七条の三第三項」を「第七十七条の四第三項」に改める。

附則第九条中「第七十七条の三第一項」を「第七十七条の四第一項」に改める。

（復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　復興特別所得税に関する省令（平成二十七年財務省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表所得税法施行規則の項の改正規定中「第七十七条の四第一項第五号」を「第七十七条の五第一項第五号」に、「第七十七条の五第一項第五号」を「第七十七条の六第一項第五号」に改める。

○財務省令第七十六号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。